

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
1. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保	公営住宅を新たに公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。 また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組、保証人の免除などの配慮が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。	1				●		資料3-4中の① 【評価】 ひょうご住まいサポートセンターの設置や住宅改造による助成を行い、持ち家での暮らしの支援をするとともに、公営住宅のバリアフリーやひょうご安心賃貸住宅及びセーフティネット住宅制度により賃貸に関する支援ツールを用意している。またGHの整備等についても、様々な助成・補助制度により概ね支援が来ている。 【課題】 ひょうご安心賃貸住宅及びセーフティネット住宅については登録数が伸び悩んでいる。GHの整備については、継続してGHを続けている事業所への支援や家賃補助の予算の肥大化が課題となっている。	
		民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。	2				●			
		障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。	3				●	●		
		障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。また、地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。こうした取組と合わせて、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。	4				●			
		障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。	5				●			
	(2) 移動しやすい環境の整備等	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等と併せて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。	6				●	資料3-4中の③ 【評価】 駅のバリアフリー化率やノンステップバスの導入については着実に実施出来ており、ゆずりあい駐車場の導入やコミュニケーションボードの設置等についても概ね出来ている。 【課題】 補助金を活用しない単独整備予定駅のバリアフリー化の遅延やノンステップバス導入の一層の加速化などが課題。ゆずりあい駐車場についても増加率の鈍化が見られるほか、コミュニケーションボード(タブレット機器)の老朽化も課題として挙げられる。		
	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	7			●	●				
	交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。	8	●			●				
	障害者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等によるスペシャル・トランスポート・サービス(STS)の普及促進を図る。	9				●				
	過疎地域等地方における移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者、障害者等の安全快適な移動に資するTSPS(信号情報活用運転支援システム)、DSSS(安全運転支援システム)、ETC2.0等のITS(高度道路交通システム)の研究開発及びサービス展開を実施するとともに、高度自動運転システムの開発や、地方、高齢者、障害者等向けの無人自動運転移動サービス実現に取り組む。	10				●	●			
	(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。	11				●	資料3-4中の③ 【評価】 建築物やまちづくりの分野においては、市町や施設管理者へのチェック&アドバイス等を活用しユニバーサルデザインの実践を進めている。ユニバーサル社会の担い手育成や調査研究、先端機器の発信についても概ね出来ているが、アクセシビリティガイドライン等に適合し		
	窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進する。	12				●				
	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。	13				●				
	身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。	14				●				

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。	15					●		<p>たインターフェイスや機器の開発については出来ていない。</p> <p>【課題】 先進事例等の情報発信については、バリアフリー情報の種類が多様化していることや、福祉のまちづくり研究においては研究成果の実用化、それらの展示については県内3展示場の連携などが課題となっている。</p>
	(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。	16	●	●		●			
		福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。	17				●			
		バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。	18				●			
		国立・国定公園等において主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を実施する。	19				●			
		バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。	20				●			
		障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED(発光ダイオード)化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。	21				●			
		市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30 km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。	22				●			
		障害者等用駐車区画の適正利用を確保する観点から、多くの地方公共団体において導入されている「パーキングパーミット制度」について、好事例の共有を通じた制度の改善を促進するとともに、制度のメリット等の周知を行う等により未導入の地方公共団体に対する制度の普及促進を図る。	23				●			
	高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外でストレスなく自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。	24			●	●	(●)			
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	研究開発やニーズ、ICTの発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。 また、各府省における情報通信機器等の調達、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。特に、WTO政府調達協定の適用を受ける調達等を行うに当たっては、WTO政府調達協定等の定めるところにより、適当な場合には、アクセシビリティに関する国際規格が存在するときは当該国際規格に基づいて技術仕様を定める。	27			●		●	<p>資料3-4中の④</p> <p>【評価】 ウェブコンテンツの環境整備や字幕入映像、点字刊行物等の貸し出し、行政情報提供の電子化等は概ね順調に取り組むことが出来ているが、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供は出来ていない。</p> <p>【課題】 職員のアクセシビリティに対する意識の更なる向上やICT技術の発展に伴う字幕入映像作品、録音図書等の充実が課題。</p>	
		国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。	28			●		●		

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
	(3) 意思疎通支援の充実	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害者等と連携してニーズを踏まえた支援機器の開発の促進を図る。	37			●		●	資料3-4中の④ 【評価】 通訳者の派遣や養成、講座の実施、親しむための福祉学習、ICTの活用などは総じて実施出来ているが、コミュニケーション支援を行うソーシャル・ビジネス等に対する支援や障害のある人のコミュニケーションの活性化については実施出来ていない。 【課題】 手話通訳者等の養成等については地域的な格差があることや、電動式人工喉頭の操作が難しく指導者もいないこと、喉頭手術が出来る病院の限定や発声教室の地域的な空白の存在などが課題となっている。	
3. 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。	44			●	(●)		資料3-5中の② 【評価】 全体的に障害者に特化した事業としては実施していないものが多く、また、市町が主体となって取り組むべきものが多いが、合同防災訓練を実施したり、避難所管理運営指針や運営・訓練マニュアルを作成することや、患者の診療・生体情報等を他職種間で共有できる新たなシステムを導入するなど、市町を側面支援している。 【課題】 「評価」でも触れたが、実施主体が市町であることが多いことから、県で作成している指針やマニュアル等の啓発・浸透が課題と言える。	
		自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防えん堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。	45			●	(●)			
		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	46			●	(●)			
		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。	47			●	(●)			
		避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を促していく。また、必要な福祉避難所を確保するよう市町村の取組を促していく。さらに、車椅子利用者も利用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、地域の実情を踏まえつつ、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県の取組を促していく。	48			●	(●)			
		災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の協定など、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。	49			●	(●)			
		火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。	50			●	(●)			
		水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。	51			●	(●)			
障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。	52			●	(●)					

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の内容を踏まえ、情報提供を行う。	53			●	(●)			
	(2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進	障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。	55				●		現行計画記載なし	
		住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。	56				●			
	(3) 防犯対策の推進	平成28(2016)年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図る。	61	●			●		現行計画記載なし	
	(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携により、障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置を促進する。	64	●			(●)		資料3-5中の③ 【評価】消費生活関係機関の集まる連絡会議や消費生活相談員等のスキルアップ研修、啓発チラシの作成などに取り組んでおり、教育においては専門機関からの出前講座等を行っている。 【課題】様々な消費者トラブルの事例や見守りの注意点などの情報収集と関係機関間での共有について課題と捉えている。また、2022年から成年年齢が引き下げられることに伴う若年者の消費者トラブルが懸念される。	
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2) 相談支援体制の構築	障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。	85				●		資料3-1中の① 【評価】それぞれの分野の相談窓口や相談支援の設置については概ね順調であり、サービス管理責任者等規則などで定められている人材育成も出来ている。 【課題】相談窓口については、相談を受け付ける人材の不足や質の担保が課題。また、人材育成面では強度行動障害支援者や発達障害サポーター研修等は受講希望が多く定員オーバーが続いている。更に、一部の市町においてセルフプランの率が高いことも課題。	
		障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。	86				●			
		相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。	87				●			
		難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。	90				●			
		障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。	91		●		(●)			

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。	92				●			
	(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。	96				●		資料3-4中の② 【評価】 短期入所や地域移行・地域定着支援を行う一般相談支援事業所などは増えており、精神科病院に入院中の患者に対する生活訓練等のプログラムなどの実施も出てきている。また、圏域での連絡調整のための協議会も設置している。 【課題】 矯正施設等を退所した障害者の支援を行う地域定着支援では、市町やサービス事業所が支援を断ったり、地域定着支援センターに対応を一任される場合がある。	
常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。		97				●				
障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練(機能訓練、生活訓練)を障害の区別なく利用できる仕組みに改めるとともに、利用者の障害特性に応じた専門職員による訓練の取組を促進し、利用者が身近な事業所において必要な訓練を受けられるようにする。		98				●				
外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活を支援するために地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進する。		99				●				
地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。		100				●				
地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進し、また、障害者の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。		101				●				
障害者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障害者の地域生活への移行を推進する。		102				●				
精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。		103				●				
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成し配置を促進する。	111				●		資料3-1中の③ 【評価】 質の高いサービスを実現するために、研修や自立支援協議会を開催するとともに、所定の制度を着実に実施するなど概ね順調である。 【課題】 障害特性を理解した(介護を行う)法人が参入してこないことや、介護支援専門員と相談支援専門員の連携が不十分な点がある。また、市民後見人に関する啓発についても十分ではない。		
	障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を推進する。	112				●				
	障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努める。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る。	113				●				
	自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。	114			●	●				
	地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。	115				●				

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。	116				●			
		障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差について引き続き均てんを図る。	117				●			
		難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。	118				●			
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)による改正後の障害者総合支援法等の施行の状況や、都道府県及び市町村が策定する障害福祉計画や障害児福祉計画に基づく業務の実施状況等を踏まえながら、障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るための方策について、継続的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	119				●			
	(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに、福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。	120					●	現行計画記載なし	
補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、時代に応じた福祉用具等の普及を促進する。		121						●		
情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。		122						●		
身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づき、身体障害者補助犬の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。		123		●			●			
障害者等の自立行動支援の観点から、安全・安心な生活に向けた支援のためのロボット技術等の研究開発を推進する。また、「ロボット新戦略」(平成27年2月10日日本経済再生本部決定)に基づき、ロボット介護機器の開発や介護現場への導入に必要な環境整備等を推進する。		124						●		
	(7) 障害福祉を支える人材の育成・確保	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職について、その専門性や知見の有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努める。	125	●				●	資料3-1中の① 【評価】 制度的に定められている支援員の養成は、概ね出来ている。 【課題】 強度行動障害支援者や発達障害サポーター研修等は受講希望が多い。	
国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、情報の収集・提供等を行い、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。		126						●		
発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。		127						●		
6. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等	精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、次に掲げる取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる社会資源を整備する。	128					●	資料3-1中の④ 【評価】 医療関係者の障害特性に対する理解を深める研修等	

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		ア 専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進する。	129				●		は概ね出来ており、精神科医療体制やリハビリテーションの充実などもある程度順調。 【課題】 認定看護師や音楽療法士は有資格者の数がそもそも少ない。また、リハビリ専門職など一部人材面においても、救急救命Cや周産期母子医療C、地域リハの連携会議など事業面、ハード面においても地域間の資源格差が見られる。	
		イ 精神科デイケアのサービス提供内容の充実を図るとともに、外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種によるアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。	130				●			
		ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図る。	131				●			
		エ 精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材育成や連携体制の構築等を図る。	132				●			
		学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する。加えて、学校においては子供の心の変化に気付くための取組の促進、職域においては事業者によるメンタルヘルス不調者への適切な対応、地域においては保健所、精神保健福祉センターで心の健康相談を行う。また、精神疾患の予防と早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげる。	133	●			●			
		精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。精神障害者に対する当事者及び家族による相談活動に取り組む地方公共団体に対し支援を行う。	134				●			
		精神医療における人権の確保を図るため、精神医療審査会運営マニュアルの見直しや地方公共団体における好事例の周知などにより、都道府県及び指定都市に対し、その機能の充実・適正化を促す。	135				●			
		精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図る。	136				●			
		平成29(2017)年2月に取りまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書の内容を踏まえ、精神科病院に入院中の患者の意思決定支援等の権利擁護について、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討する。	137				●			
		精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。	138				●			
		精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図るとともに、働くことを含めた、精神障害者の退院後の支援に係る取組を行う。	139				●			
		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、同法対象者に対する精神保健医療の提供や医療と福祉が連携した支援を充実させる。	140				●			
(2) 保健・医療の充実等		障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する。	141				●	資料3-1中の④ 【評価】 県東部リハの開設やロボットリハビリテーションの普及については順調に進んでいるが、地域リハビリテーションシステムの推進については一部市町で遅れている。		
		障害者総合支援法に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成を行う。	142				●			
		国立障害者リハビリテーションセンター病院において、早期退院、社会復帰に向けて、各障害に対応した機能回復訓練を行うとともに、医療相談及び心理支援を行う。また、障害者の健康増進についてもサービスの提供、情報提供を行う。	143				●			

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等のリハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図る。	144				●		【課題】 地域リハビリテーションについては、多分野の連携会議が未開催である市町があることやリハビリ専門職の不足が課題としてあげられる。	
		障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図る。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。	145				●			
		定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する。	146				●			
	(3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品・医療機器の開発を促進するため、研究の支援、臨床研究・治験環境の整備、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のRS戦略相談の活用等を推進する。	147					●	現行計画記載なし	
		最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。また、再生医療について、多くの障害者、患者が活用できるよう、研究開発の推進及び実用化の加速に取り組む。	148					●		
		脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関する新たな診断法の開発、リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。	149					●		
		障害者の生活機能全体の維持・回復のため、リハビリテーション技術の開発を推進する。	150					●		
		質の高いサービスに対するニーズに応えるため、AI(人工知能)やICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進するとともに、障害者の生活や自立を支援する機器の開発を支援する。	151					●		
	(4) 保健・医療を支える人材の育成・確保	医師・歯科医師の養成課程及び生涯学習において、障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めるとともに様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努める。	152				●		上記6(1)と重複	
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。	153				●			
		地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障害者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業者間の連携を図る。	154				●			
	(5) 難病に関する保健・医療施策の推進	難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進するとともに、診断基準・治療指針の確立及び普及を通じて、難病患者が受ける医療水準の向上を図るため、難病の研究を推進する。	156				●		資料3-1中の⑤ 【評価】 難病相談センターをはじめ、相談体制や医療費助成、人材育成などについては概ね順調。 【課題】 大きな課題はない。	
		難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。	157				●			
		難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。	158				●			
		長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。	159				●			
		難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。	160				●			

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行う。	161				●			
		難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。	162				●			
	(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等とともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図る。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図る。	163				●		資料3-1中の④ 【評価】 それぞれの医療体制や検査体制については概ね整備されている。	
		生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組む。	164				●		【課題】 救命救急Cや周産期母子医療C、精神疾患対策に見られるように、一部の圏域で未整備となっているものがあり、地域資源に偏りが見られる。	
		疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。	165				●			
		外傷等に対する適切な治療を行うため、医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。	166				●			
7. 行政等における配慮の充実	(1) 司法手続等における配慮等	矯正施設に入所する障害者に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。	169		●		(●)		資料3-1中の⑥ 【評価】 地域生活定着支援センターの支援対象者数が大幅に増加(5年で1.8倍)しており、支援対象は広がっている。取り調べを行う職員等に対する研修も継続して実施している。	
		矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。	170		●		(●)		【課題】 地域定着支援センターが出所する障害者を支援するために、事前に市町などから個人情報を集めようとする際に、個人情報保護法により情報の取得が困難となっている。	
	(2) 選挙等における配慮等	移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。	173			●	●		現行計画記載なし	
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(2) 経済的自立の支援	障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業(自営業を含む。)の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援する。また、受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の所得状況を定期的に把握する。	190				●		資料3-4中の② 【評価】 自動車税や自動車取得税、ゴルフ場利用税にかかる減免や、施設利用料の障害者及び支援者の減免について実施出来ている。年金等の制度周知などについては適時実施。	
		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づき、同法にいう特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。	191				●		【課題】 大きな課題はなし。	
		障害者による国や政府関係法人が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する減免等の措置を講ずる。	192				●			

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
9. 教育の振興	(2) 教育環境の整備	学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努める。	223	●			●			資料3-2中の③ 【評価】 施設整備等については、整備計画に基づき行っており、学習用ノートパソコンについても必要数を整備している。 【課題】 大きな課題はなし。
	(3) 高等教育における障害学生支援の推進	大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。	233	●			●		現行計画記載なし	
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	国立博物館、国立美術館、国立劇場等における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕、音声案内サービスや触察資料の提供等、障害者のニーズを踏まえつつ、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫・配慮が提供されるよう努める。	241		(●)			(●)	現行計画記載なし	